記入日：

１　京町家の所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 京都市　　区 |

※ 番地まで正確に記入をしてください（所在地は京都市内に限ります）

２　情報提供した理由

①　該当する□にチェック☑をお願いします（複数可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ | 伝統的な空間構成や形態・意匠が残っている京町家であるため | □ |
| Ｂ | 時代や地域を象徴するような京町家であるため | □ |
| Ｃ | 伝統行事や地域とのかかわりがある京町家であるため | □ |
| Ｄ | 伝統的なものづくり、商いに応じた建て方や形態・意匠が残っている京町家であるため | □ |
| Ｅ | 魅力あるまちづくりの資源となるような京町家であるため | □ |

②　上記（Ａ～Ｅ）のチェック☑をつけた項目について、その状況を出来る限り具体的に記入してください

|  |
| --- |
|  |

３　情報提供者について

　あなたの氏名、住所等を記入してください

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報提供者の氏名  (法人その他の団体はその名称及び担当者名) | | |  | | | |
| 住所 | 〒 | | | | |
| 電話 |  | | | ※ 昼間に連絡が取れる番号を記入してください | |
| Mail |  | | | | |
| 情報提供者と情報提供を行う京町家との関係について、該当する□に  チェック☑をお願いします | | | | | |
| □ 所有者（共有者を含む）　□ 借家人　□ 取得（購入）又は賃借予定者 | | | | | |
| □ その他（ | |  | | | ） |
| 該当する□にチェック☑をお願いします（情報提供者が単独で所有する場合は不要） | | | | | |
| 今回の情報提供について、建物所有者（共有者）にご説明されましたか？ | | | | | |
| □（はい）　　□（いいえ） | | | | | |
| （上記が「いいえ」の場合、差し支えなければその理由を記入して下さい） | | | | | |
|  | | | | | |

４　提出書類

|  |
| --- |
| □ 京町家の写真  ※ 外観の写真を添付してください  ※ ２②記入欄に記載した内容の具体的な状況がわかる写真を添付してください  ※ 写真には撮影日がわかるようにしてください  ※ 昔（概ね７０年前以上）の状況がわかる写真等があれば添付してください（任意） |
| □ 付近見取図 |
| □ 建物図面（ある場合のみ） |

|  |  |
| --- | --- |
| 【注意事項】  １　情報提供いただく京町家は、京町家条例に規定する京町家(※１)に限ります。  ２　皆さまからいただいた情報を基礎資料として、京町家条例に基づく個別指定(※２)の候補を選定するものであり、情報提供をいただいた京町家を必ず指定するものではありません。  ３　情報提供をいただいた順番に検討するものではなく、指定の必要性（趣のある町並みや生活文化の状況）等を踏まえて検討を行います。検討状況に関するお問合せについては、回答いたしかねます。  ４　主な情報提供者は所有者を想定しています。情報提供者と所有者が異なる場合は、可能な限り所有者への説明をお願いします（京都市から情報提供者の氏名・住所を同意なく所有者にお伝えすることはいたしません。）。  ５　１軒の京町家に対して本様式を１部作成してください。長屋の場合は、住戸単位ではなく長屋全体（１棟）として、本様式を１部作成してください。  ６　内容の確認のため、情報提供者に確認の連絡や、必要に応じて建物内覧の依頼をすることがあります。記入漏れ、内容が不明瞭なもの、情報提供者に連絡がつかないものは、情報提供を受付しかねる場合があります。  ※１「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第２条第１号に規定する「京町家」  ※２「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第１７条に規定する「重要京町家」 | |
| ＜参考：京町家の定義＞ | |
| ● 昭和２５年以前の建築である | ● 木造の伝統的な構造の建物である（注１） |
| ● ３階建て以下である | ● 一戸建て又は長屋建てである |
| ● 平入の屋根である（注２） | ● 次の形態又は意匠のいずれか１つ以上を有する  　・ 通り庭（道に面した出入口から続く細長い形状の土間）  　・ 火袋（通り庭上部の吹き抜け部分）  　・ 坪庭又は奥庭  　・ 通り庇（道に沿って設けられた軒）  　・ 格子（伝統的なもの限る（虫籠窓や京格子など））  　・ 隣地に接する外壁又は高塀 |
| 注１　柱梁が金物で緊結されていない、又は基礎となる石の上に柱が載っているような部分がある木造建築物などが該当します | |
| 注２　道の角にある敷地、道の一端に面する敷地又は路地状の部分のみにより道に接する敷地に存する建築物及び高塀を有する建築物を除く | |